

姫路市ごみ収集車車両広告募集要項

姫路市では、市の資産を広告媒体として活用する広告事業の一つとして、次のとおり姫路市ごみ収集車（以下「ごみ収集車」という）の広告主を募集し、地域経済の活性化を図るとともに、広告を行う事業者に地域貢献の機会を提供します。

1 広告媒体の名称

姫路市ごみ収集車車両広告

2 広告媒体の仕様

別紙「広告掲載仕様書」のとおり

（注）申込みは、ごみ収集車1台ごとになります。

3 募集対象

事業者

4 募集期間

随時

5 申込方法

広告掲載申込書に必要事項を記入し、広告原稿案（広告掲載内容の概要が分かるもので可）を添付し、提出してください。申込みにあたっては、姫路市広告事業実施要綱、姫路市広告掲載基準、姫路市ごみ収集車車両広告掲載取扱要綱、広告掲載仕様書を必ずお読みください。

【提出先】

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

姫路市環境局美化部リサイクル推進課（市役所東館3階）

※月曜日～金曜日（祝日を除く。）の午前8時35分から午後5時20分まで

6 広告掲載料及び広告主決定方法

(1) 広告掲載料については、姫路市ごみ収集車車両広告掲載申込書に申込金額を記入して提示してください。申込金額は、最低募集金額（月額10,000円（税込））以上の額を提示してください。

※広告原稿の作成、掲載及び撤去等、広告に係る経費は広告主の負担です。

(2) 同一の日に同一車両について、2者以上の申込があった場合において、最も高い申込金額を提示した申込者を広告主に決定します。最も高い申込金が提示した申込者が2者以上ある場合は、別途指定する日時に実施する抽選により決定するものとします。

(3) 広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に通知します。

(4) 広告掲載料は、広告掲載決定後、市の指定する期日までに、掲載期間分全額を一括で納付してください。

(5) 次の場合においても、納付済みの広告掲載料は返還できません。

ア 本募集要項8項に該当するため、作成した広告が掲載できない場合

- イ 指定する期日までに広告原稿が提出できない場合
- ウ 本募集要項9項により、広告掲載を取り消した場合

7 決定後の手続き

- (1) 広告掲載が決定した申込者（広告主）は、市と広告掲載契約を締結していただきます。
- (2) 広告主は、速やかにリサイクル推進課の担当者と広告内容について協議を行って下さい。
- (3) 広告内容について承認を得た後、姫路市屋外広告物条例による許可を受けて下さい。
- (4) 広告掲載料を納付し、(3)の許可を受けた後に、日程、工程について担当者と協議の上、決定し、担当者の指示に従って施工して下さい。

8 掲載できない広告

掲載できない広告主、広告内容等は、姫路市広告事業実施要綱、姫路市広告掲載基準及び姫路市ごみ収集車車両広告掲載取扱要綱に定めるとおりです。

9 広告掲載の取消

姫路市広告事業実施要綱第6条及び姫路市ごみ収集車車両広告掲載取扱要綱第15条に該当するときは、広告掲載を取り消すことがあります。

10 関係書類

- (1) 姫路市広告事業実施要綱
- (2) 姫路市広告掲載基準
- (3) 姫路市ごみ収集車車両広告掲載取扱要綱
- (4) 広告掲載仕様書
- (5) 姫路市ごみ収集車車両広告掲載申込書
- (6) 姫路市屋外広告物条例

《申込・お問い合わせ先》

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

姫路市環境局美化部リサイクル推進課分別推進担当

電話：079-221-2527

FAX：079-221-2408

e-mail: recycle@city.himeji.hyogo.jp